

スポーツを通じた共生社会実現事業  
有資格者（指導者等）育成・スキルアップ講習助成金交付要綱

令和 7 年 5 月 2 0 日  
宮崎県障がい者スポーツ協会

（趣 旨）

第 1 条 宮崎県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という）は、パラスポーツの普及拡大を図るため、予算で定めるところにより、スポーツを通じた共生社会実現事業有資格者（指導者等）育成・スキルアップ講習会受講費用に対して助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

（助成対象）

第 2 条 助成先は、次のとおりとする。

- 1 宮崎県内在住のパラスポーツ指導員
- 2 全国障害者スポーツ大会実施種目の競技団体に加入している者
- 3 宮崎県内の総合型地域スポーツクラブスタッフ
- 4 その他、協会が認める者

（対象となる講習及び助成交付額、助成金の対象経費）

第 3 条 対象となる講習会及び交付額は別表のとおりとし、その助成金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- 1 講習会参加費（オンライン学習費を含む）
- 2 集合講習会の場合の旅費
- 3 資格習得後、日本パラスポーツ協会及び日本スポーツ協会への登録料

（助成金の返還）

第 4 条 前条に掲げる対象経費以外に助成金を使用したときは、助成金の全部又は一部を返還させることがある。

（助成金の申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第 1 号）に次の書類を添えて、講習会開催 1 か月前までに協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 1 講習会参加計画書（別記様式第 2 号）
- 2 収支予算書（別記様式第 3 号）
- 3 講習会実施要項（様式は問わない）

（助成金の決定）

第 6 条 会長は助成金の申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査により、助成金を交付すべき者と認めるときは、助成金の交付額を決定するものとする。

- 2 会長は、前項において、助成金の適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 会長は交付の決定をしたとき、すみやかにその内容及びこれに付した条件を対象者に通知（別記様式第4号）しなければならない。

（助成金の請求）

第7条 対象者は、第6条第3項の通知を受けたときは、すみやかに請求書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の交付方法）

第8条 助成金は、概算払いにより交付する。

（実績報告）

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成金実績報告書（別記様式第6号）に次の書類を添えて、講習会の終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれかの早い日までに会長に提出しなければならない。

- 1 講習会参加報告書（別記様式第7号）
- 2 収支決算書（別記様式第8号）
- 3 各領収書（写し可）

（助成金の確定）

第10条 会長は、前条による報告があったときは、報告書の審査等により、当助成金の決定の内容及びこれに付した条件に適合と認めるときは、助成金の額を確定しその旨を対象者に通知（別記様式第9号）しなければならない。

（書類の保存期間）

第11条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の収支に関する書類を当該年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、当年度の予算にかかる交付金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し令和7年度の予算に係る交付金から適用する。

別表

	対象講習名	対象者（受講資格）	交付額
日本パラスポーツ協会	公認上級パラスポーツ指導員養成講習会	①公認中級パラスポーツ指導員資格習得後3年以上経過し120時間の活動経験を有する者	九州外で開催されるものは、1人77000円を上限とする。  九州内で行われるもの（オンライン講習会を含む）は、1人49000円を上限とする。
	公認中級パラスポーツ指導員養成講習会（初級パラスポーツ指導員対象）	①公認初級パラスポーツ指導員資格習得後2年以上経過し80時間の活動経験を有する者	
	公認中級パラスポーツ指導員養成講習会（学校教員「保健体育」対象）	①中学校または高等学校の教員免許状（保健体育）を所持しており、現在、学校に在勤の者 ②初級パラスポーツ指導員の資格を習得している者 ③習得後、活動する機会が保障できる者	
	公認パラスポーツコーチ養成講習会	①公認中級または公認上級パラスポーツ指導員資格を有する者で、当協会登録競技団体の推薦を受けた者	
日本スポーツ協会	スポーツコーチングリーダー	①受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。 ②地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等において、安全・安心で基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者またはあたろうとする者 ③インターネットサービス「指導者マイページ」から申込が出来る者（申込用紙での受付はしない）。 ④集合講習会においては、1日参加が可能である者。	九州外・九州内ともに年度内2人（2競技）までとする。
	スタートコーチ（教員免許状所持者）	①受講する年の4月1日現在、教員免許状を所持している者 ②スポーツ指導の経験を有する者（指導期間は問わない）または、今後スポーツ指導に携わる予定がある者 ③原則として、他のスポーツ指導者資格（公認スポーツリーダー資格も含める）を保持していない者 ④インターネットサービス「指導者マイページ」から申込はできる者（申込用紙での受付はできない）	
	スタートコーチ（競技別）	①受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者 ②その他の条件は各中央競技団体が定める	
	コーチ1	①受講する年の4月1日現在 満18歳以上の者（競技によっては満20歳以上） ②その他の条件は各中央競技団体が定める。	